

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第15号

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（平成18年佐賀県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(入学の志願の特例) 第3条の2 略 2 略 3 中学校に入学しようとする者又は在学する者は、 <u>本人及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは</u> 、前条の規定にかかわらず、中学校に志願し、又は在学することができる。 <u>ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。</u>	(入学の志願の特例) 第3条の2 略 2 略 3 中学校に入学しようとする者又は在学する者で <u>本人及びその保護者の住所が県内に存しないものは、教育長が別に定める要件に該当する場合には</u> 、前条の規定にかかわらず、中学校に志願し、又は在学することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の規定は、令和4年4月1日以後に佐賀県立中学校に入学する者から適用し、同日前に入学する者については、なお従前の例による。